



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年8月5日金曜日 第2796号

◇ 目 次 ◇

愛媛県会計規則等の一部を改正する規則..... (自然保護課) ... 608

告 示

地籍調査の成果の認証..... (農政課) ... 611

都市計画事業の事業計画の変更認可..... (都市整備課) ... 612

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要(2件)..... (東予地方局環境保全課、中予地方局環境保全課) ... 612

道路の供用開始(県道伊予松山港線)..... (中予地方局管理課) ... 617

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件)..... (男女参画・県民協働課) ... 617

採石業務管理者試験の実施..... (土木管理課) ... 617

教育委員会告示

愛媛県指定有形文化財の指定の失効..... (文化財保護課) ... 618

規 則

○愛媛県規則第35号

愛媛県会計規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年8月5日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県会計規則等の一部を改正する規則

(愛媛県会計規則の一部改正)

第1条 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(契約書の作成等) 第149条 省略 2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、工事の請負契約以外の契約を締結する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。 (1)～(4) 省略 (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第5項に規定する水道事業者若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第5項に規定する工業用水道事業者から電気、ガス若しくは水の供給を受けるとき、又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けるとき。 3 省略	(契約書の作成等) 第149条 省略 2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、工事の請負契約以外の契約を締結する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。 (1)～(4) 省略 (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第5項に規定する水道事業者若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第5項に規定する工業用水道事業者から電気、ガス若しくは水の供給を受けるとき、又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けるとき。 3 省略

(愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県自然環境保全条例施行規則(昭和49年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第15条 条例第21条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物(以下「工作物」という。)を新築すること。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(ナ) 省略</p> <p>(ニ) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)</p> <p>(ヌ)～(ム) 省略</p> <p>エ・オ 省略</p> <p>(2)～(14) 省略</p> <p>(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)</p> <p>第20条 条例第22条第3項第6号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第18条第1号、第5号イからカまで又は第12号アからカまで、ク若しくはケに掲げる行為(同条第1号又は第12号ウにあつては、工作物を新築することを除く。)</p> <p>(2)～(4) 省略</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第15条 条例第21条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物(以下「工作物」という。)を新築すること。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(ナ) 省略</p> <p>(ニ) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)</p> <p>(ヌ)～(ム) 省略</p> <p>エ・オ 省略</p> <p>(2)～(14) 省略</p> <p>(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)</p> <p>第20条 条例第22条第3項第6号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第18条第1号、第5号イからオまで又は第12号アからカまで、ク若しくはケに掲げる行為(同条第1号又は第12号ウにあつては、工作物を新築することを除く。)</p> <p>(2)～(4) 省略</p>

(愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県環境影響評価条例施行規則(平成11年愛媛県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表第1(第3条、別表第2、別表第3関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業の種類</th> <th style="text-align: center;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 条例別表2の項に掲げる事業の種類</td> <td> <p>(1) 河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2条第2号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第1号の常時満水位)における貯水池の区域(以下「貯水区域」という。)の面積(以下「貯水面積」という。)が50ヘクタール以上であるダムの新築の事業(当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第15号の発電事業者</p> <p>_____</p> <p>_____ (その者が国土交通大臣、知事又は独立行政法人水資源機構である場合を除</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	事業の要件	1 省略		2 条例別表2の項に掲げる事業の種類	<p>(1) 河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2条第2号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第1号の常時満水位)における貯水池の区域(以下「貯水区域」という。)の面積(以下「貯水面積」という。)が50ヘクタール以上であるダムの新築の事業(当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第15号の発電事業者</p> <p>_____</p> <p>_____ (その者が国土交通大臣、知事又は独立行政法人水資源機構である場合を除</p>	<p>別表第1(第3条、別表第2、別表第3関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業の種類</th> <th style="text-align: center;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 条例別表2の項に掲げる事業の種類</td> <td> <p>(1) 河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2条第2号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第1号の常時満水位)における貯水池の区域(以下「貯水区域」という。)の面積(以下「貯水面積」という。)が50ヘクタール以上であるダムの新築の事業(当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号の電気事業者(以下「電気事業者」という。)又は同項第11号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者(その者が国土交通大臣、知事又は独立行政法人水資源機構である場合を除</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	事業の要件	1 省略		2 条例別表2の項に掲げる事業の種類	<p>(1) 河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2条第2号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第1号の常時満水位)における貯水池の区域(以下「貯水区域」という。)の面積(以下「貯水面積」という。)が50ヘクタール以上であるダムの新築の事業(当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号の電気事業者(以下「電気事業者」という。)又は同項第11号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者(その者が国土交通大臣、知事又は独立行政法人水資源機構である場合を除</p>
事業の種類	事業の要件												
1 省略													
2 条例別表2の項に掲げる事業の種類	<p>(1) 河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2条第2号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第1号の常時満水位)における貯水池の区域(以下「貯水区域」という。)の面積(以下「貯水面積」という。)が50ヘクタール以上であるダムの新築の事業(当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第15号の発電事業者</p> <p>_____</p> <p>_____ (その者が国土交通大臣、知事又は独立行政法人水資源機構である場合を除</p>												
事業の種類	事業の要件												
1 省略													
2 条例別表2の項に掲げる事業の種類	<p>(1) 河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2条第2号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第1号の常時満水位)における貯水池の区域(以下「貯水区域」という。)の面積(以下「貯水面積」という。)が50ヘクタール以上であるダムの新築の事業(当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号の電気事業者(以下「電気事業者」という。)又は同項第11号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者(その者が国土交通大臣、知事又は独立行政法人水資源機構である場合を除</p>												

	<p>く。以下「発電事業者」という。)であるもの(当該水力発電所の出力が15,000キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)</p> <p>(2) 計画湛水位(堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。)における湛水区域(以下「湛水区域」という。)の面積(以下「湛水面積」という。)が50ヘクタール以上である堰の新築の事業(当該堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めるときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者 _____ であるもの(当該水力発電所の出力が15,000キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)</p> <p>(3) 改築後の湛水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が25ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業(当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めるときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者 _____ であるもの(当該水力発電所の出力が15,000キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)</p> <p>(4) 省略</p>		<p>く。以下「卸供給事業者」という。)であるもの(当該水力発電所の出力が15,000キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)</p> <p>(2) 計画湛水位(堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。)における湛水区域(以下「湛水区域」という。)の面積(以下「湛水面積」という。)が50ヘクタール以上である堰の新築の事業(当該堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めるときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるもの(当該水力発電所の出力が15,000キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)</p> <p>(3) 改築後の湛水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が25ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業(当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めるときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるもの(当該水力発電所の出力が15,000キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)</p> <p>(4) 省略</p>
3・4 省略			3・4 省略
5 条例別表5の項に掲げる事業の種類	<p>(1) 出力が15,000キロワット以上である水力発電所の設置の工事業(当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めるときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者 _____ でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。)</p> <p>(2) 出力が15,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業</p>		<p>(1) 出力が15,000キロワット以上である水力発電所の設置の工事業(当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めるときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。)</p> <p>(2) 出力が15,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業</p>

	業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者 _____ でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）		業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）
	(3)・(4) 省略		(3)・(4) 省略
6～17 省略		6～17 省略	

（愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則（平成20年愛媛県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定希少野生動植物保護区における許可を要しない行為）</p> <p>第13条 条例第20条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～ヌ 省略 ネ <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号</u>に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。 ノ～ヤ 省略</p> <p>(2)～(10) 省略</p> <p>（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）</p> <p>第15条 条例第21条第4項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>電気事業法第2条第1項第18号</u>に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為</p> <p>(7)～(9) 省略</p>	<p>（特定希少野生動植物保護区における許可を要しない行為）</p> <p>第13条 条例第20条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～ヌ 省略 ネ <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号</u>に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。 ノ～ヤ 省略</p> <p>(2)～(10) 省略</p> <p>（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）</p> <p>第15条 条例第21条第4項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>電気事業法第2条第1項第16号</u>に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為</p> <p>(7)～(9) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第907号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
八幡浜市	日土町5番耕地の一部	平成26年度から平成27年度まで	八幡浜市（日土町5番耕地の一部）の地籍図及び地籍簿

宇和島市	大浦の一部	平成26年度から平成27年度まで	宇和島市（大浦の一部）の地籍図及び地籍簿
宇和島市	下畑地の一部	平成26年度から平成27年度まで	宇和島市（津島町下畑地の一部）の地籍図及び地籍簿
四国中央市	金生町山田井5、6	平成26年度から平成27年度まで	四国中央市（金生町山田井5、6）の地籍図及び地籍簿
四国中央市	新宮町馬立12	平成26年度から平成27年度まで	四国中央市新宮町馬立の一部（新宮町馬立12）の地籍図及び地籍簿
松前町	南黒田の一部	平成26年度から平成27年度まで	松前町（南黒田の一部）の地籍図及び地籍簿
松前町	北川原の一部	平成26年度から平成27年度まで	松前町（大字北川原の一部）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日
平成28年 8月 5日

○愛媛県告示第908号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松山公共有水道（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成28年 8月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

変更なし

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第909号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年 8月 5日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社 T T L
今治市八町西四丁目1番6号
代表取締役 越智 康行

2 事業場の名称及び所在地

株式会社 T T L
西条市国安1273番地 8

3 特定施設に関する事項

(1) 高圧チーズ染色機 No.9

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第19号ト 染色施設	
特定施設の能力	1回当たり2キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.2 最大 7.8~10.7
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 557 最大 600
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 13.2 最大 15.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20.0 最大 40.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4.00 最大 6.00
	通常 0.4 最大 0.6	

(2) 高圧チーズ染色機 No.10

特定施設の種類	政令別表第1第19号ト 染色施設	
特定施設の能力	1回当たり5キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.2 最大 7.8~10.7

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 557 最大 600
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 13.2 最大 15.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 20.0 最大 40.0
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 4.00 最大 6.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.6 最大 0.8

(3) 高圧チーズ染色機 No.11

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第19号ト 染色施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり10キログラム処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 9.2 最大 7.8~10.7
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 557 最大 600
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 13.2 最大 15.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 20.0 最大 40.0
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 4.00 最大 6.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1.2 最大 1.6

(4) 高圧チーズ染色機 No.12

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第19号ト 染色施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり15キログラム処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 9.2 最大 7.8~10.7
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 557 最大 600
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 13.2 最大 15.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 20.0 最大 40.0
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 4.00 最大 6.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1.8 最大 3

(5) 液流染色機 No.13

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第19号ト 染色施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり300キログラム処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 9.2 最大 7.8~10.7

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 557 最大 600
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 13.2 最大 15.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20.0 最大 40.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4.00 最大 6.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 28 最大 32

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) オゾン脱色処理装置

設 置 年 月 日	平成5年4月1日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	オゾン脱色		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	1塔当たり直径1.5メートル 高さ 5.0メートル(2塔)		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり30立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	オゾン脱色処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	間歇		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 9.2 最大 7.8~10.7	通常 9.2 最大 7.8~10.7
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 557 最大 600	通常 557 最大 600
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 13.2 最大 15.0	通常 13.2 最大 15.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20.0 最大 40.0	通常 20.0 最大 40.0
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4.00 最大 6.00	通常 4.00 最大 6.00	

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 24 最大 30	通常 24 最大 30
----------------------------	----------------	----------------

(2) 活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	昭和62年4月1日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥処理及び三次処理		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 17.95メートル 横 12.1メートル 高さ 6.0メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり286立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥、接触酸化及び凝集沈殿処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 9.2 最大 7.8~10.7	通常 7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 555 最大 598	通常 20.0 最大 30.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 13.3 最大 15.2	通常 8.0 最大 10.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20.0 最大 40.0	通常 10.0 最大 20.0
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4.00 最大 6.00	通常 2.00 最大 3.00	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 228.8 最大 286.0	通常 228.8 最大 286.0	

(3) pH調整放流槽

設 置 年 月 日	昭和62年4月1日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和処理		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 6.2メートル 横 2.2メートル 高さ 2.5メートル		

処理施設の能力	1日当たり991立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 5.8~8.6	通常 7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 11.0	通常 8.0 最大 11.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 4.0	通常 3.0 最大 4.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 20.0	通常 10.0 最大 20.0
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.00 最大 3.00	通常 2.00 最大 3.00	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 792.8 最大 991.0	通常 792.8 最大 991.0	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 11.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 4.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 792.8 最大 991.0	

○愛媛県告示第910号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び砥部町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年 8月 5日

愛媛県中予保健所長 三木 優子

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
砥部町
伊予郡砥部町宮内1392番地
町長 佐川秀紀
- 工場の名称及び所在地
砥部町学校給食センター
伊予郡砥部町岩谷口454、455、459、460
- 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第66号の4 共同調理場に設置されるちゅう房施設	
特定施設の能力	2,500食/日	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後7ヶ月後	
使用開始の予定年月日	平成29年7月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8~16時	
特定施設の使用の季節的変動の概要	夏季、冬季、春季に少ない(長期休暇のため)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~9.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 150
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 54 最大 90	

4 汚水等の処理施設に関する事項

- (1) 産業排水処理槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
------------	--------

工事の完成予定年月日	着手後7ヶ月後		
使用開始の予定年月日	平成29年7月1日		
処理施設の種類	物理処理、生物処理		
処理施設の型式	担体流動活性汚泥方式		
処理施設の構造	FRP製		
処理施設の主要寸法	縦 14.8メートル 横 9.2メートル 高さ 3.44メートル		
処理施設の能力	1日当たり90立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	スクリーン、担体流動、ばっ気、沈殿		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	夏季、冬季、春季に少ない (長期休暇のため)		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~9.0 最大 5.0~9.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250	通常 18 最大 18
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 150	通常 20 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20	通常 14 最大 14
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 4	通常 2 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 54 最大 90	通常 54 最大 90	

(2) 合併処理浄化槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後7ヶ月後		
使用開始の予定年月日	平成29年7月1日		
処理施設の種類	物理処理、生物処理		
処理施設の型式	分離嫌気ろ床担体流動方式		
処理施設の構造	FRP製		
処理施設の主要寸法	縦 5.2メートル 横 3.2メートル 高さ 3.6メートル		

処理施設の能力	1日当たり10立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	沈殿分離、嫌気ろ床、担体流動、沈殿		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 150	通常 30 最大 30
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 180	通常 20 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 40	通常 20 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2	通常 2 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 8 最大 10	通常 8 最大 10	

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19 最大 20
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 15
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
	通常値及び最大値	通常 62 最大 100

○愛媛県告示第911号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	松山市北吉田町1011番1地先から 同町1013番2まで	平成28年 8 月 5 日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年 7 月26日	特定非営利活動法人NPO法人 シアターネットワークえひめ	森 本 しげみ	松山市祝谷東町805番地15	本法人は、舞台芸術を軸とする芸術文化の発展と活性化を目指し、市民とともに芸術文化を創造・発信していくための諸事業及び教育普及等を推進することで、愛媛における芸術文化の公共性に寄与し、より豊かな社会を創出することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年 7 月26日	特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター	金 村 厚 司	松山市紅葉町3番45号	障害福祉の関連法規に基づき、利用者とサービス提供者とが対等な関係で過不足ないサービスが提供され、サービスに直接携わる福祉従事者の地位と資質が向上するよう、福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

採石業務管理者試験の実施について

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成28年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁会議室（第一別館11階会議室）

2 試験の日時

平成28年10月14日（金）10時

3 受験願書の提出期間

平成28年 9 月 7 日（水）から16日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県庁土木部土木管理局土木管理課又は住所地を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第 8 号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第11条第 3 項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定有形文化財の指定は、効力を失った。

平成28年 8 月 5 日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

指定の効力を失った有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数	参 考
臥龍山莊臥龍院及び不老庵	大洲市大洲字勘兵衛屋敷411番地 2	大洲市	2 棟	昭和60年 2 月15日指定